

幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式の実施方法等について、必要な事項を定めます。

2 業務委託名

幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託

3 業務の概要

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(2) 業務内容

別紙「幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 提案上限額

7,062,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務スケジュール（予定）

日程	実施項目	手段・場所
5月27日（水）まで	実施要領等に関する質問の受付	電子メール
5月29日（金）まで	質問に対する回答	市ホームページ
6月2日（火）まで	参加表明書の提出期間	持参又は 書留による郵送
6月17日（水）	企画提案書の提出期限	持参又は 書留による郵送
6月19日（金）	プレゼンテーション	幸手市役所 第二会議室
6月下旬	企画提案書に対する審査結果の通知	郵送
7月初旬	委託契約締結	—

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性があります。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施要領の公表日から受託候補者の決定までの期間に、国、埼玉県又は幸手市において指名停止を受けていない者であること。
- (5) 参加事業者又は役員等の経営に携わる者が幸手市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、他の地方公共団体等に係る業務で、本プロポーザルの類似事業に関する業務実績を有していること。

6 参加表明及び企画提案の手続き

(1) 担当課（問い合わせ先）

〒340-0192 幸手市東 4 丁目 6 番 8 号

幸手市有機農業推進協議会事務局

（幸手市役所 建設経済部 農業振興課（第二庁舎 1 階））

担当者 小林

電 話 0480-43-1111（内線 532）

E-mail noushin@city.satte.lg.jp

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公表日から令和 8 年 5 月 27 日（水）まで

イ 提出方法

様式 6「質問書」により作成し、Eメールにより提出してください。送信後、必ず上記（1）の担当者へ電話で受信の確認を行ってください。

※窓口、電話での問合せには応じません。

ウ 回答方法

質問内容及び回答については、令和 8 年 5 月 29 日（金）までに、適宜、市ホームページに掲載します。

※質問者の名称は、掲載しません。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間

公表日から令和8年6月2日（火）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

ウ 提出書類

- ① 様式1「参加表明書」
- ② 様式3「会社概要書」
- ③ 様式4「業務実績報告書」
- ④ 様式5「業務実施体制表」

エ 提出方法

持参又は書留による郵送とします（受付期間内必着）。

※郵送の場合は、事前に上記（1）の担当者へ電話連絡してください。

※参加表明書の提出後に辞退をする場合、令和8年6月5日（金）までに上記（1）の担当者あてに様式2「参加辞退届」を提出してください。

(4) 企画提案書の受付

ア 受付期間

令和8年6月17日（水）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

ウ 提出書類

- ① 様式8「企画提案書提出書」 1部
- ② 様式4「業務実績報告書」 8部
- ③ 様式5「業務実施体制表」 8部
- ④ 任意様式「企画提案書」 8部
- ⑤ 任意様式「業務実施方針」 8部
- ⑥ 任意様式「業務工程表」 8部
- ⑦ 様式9「業務見積書」 8部
- ⑧ 任意様式「見積内訳書」 8部

※ 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用するときは、A4判サイズに折り込んでください。

※ 企画提案書のページ数は50ページ以内としてください。

※ 上記②以降の書類については、番号順にA4タテのフラットファイルに綴じ込んでください。

※ 審査の都合上、別途、追加書類や電子データの提出を求める場合があります。

※ 上記②、③の提出書類については、参加表明の手続きにおいて提出したものと同一の内容であることを原則とします。ただし、参加表明の手続き以降に変更が生じ、当該変更内容に関してあらかじめ幸手市有機農業推進協議会（以下「当協議会」という。）の了解を得た場合においては、この限りでないものとします。

エ 提出方法

持参又は書留による郵送とします（受付期間内必着）。

※ 郵送の場合は、事前に上記（1）の担当者へ電話連絡してください。

(5) 注意事項

ア 提出された企画提案書等は、選定・不選定に関わらず返却しません。

イ 選定された企画提案書等の著作権は、当協議会に帰属するものとします。

ウ 企画提案書等の提出は、1参加事業者につき1件とします。

エ 企画提案書等提出後の資料追加及び修正については、当協議会から指示があった場合を除き認めません。

オ 企画提案書等は、優先交渉権者の選定のためにのみ使用します。なお、必要な範囲内において参加事業者の了承を得て複製する場合があります。

カ 本手続きに関する事項において、窓口、電話での問合せには応じません。

キ 提出された企画提案書等は、幸手市情報公開条例（平成11年条例第24号）の規定に基づき対応します。

7 選定等

幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の提出書類についての審査を行い、本業務に最も適していると認められる参加事業者を優先交渉権者として選定します。

(1) 選定方法

優先交渉権者の選定においては提案内容について、審査・点数化し、合計点が最も高い事業者を選定するものとします。

※参加事業者が1社のみであっても、プロポーザルは成立することとし、審査及び選定を行います。

(2) 評価基準

「評価基準表（別紙）」に示す「評価事項」ごとに、選定委員会委員が5区分〔A・B・C・D・E〕の評価を行い、各配点に以下の係数を乗じて得た点数の合計を評価点の合計とします。

<各評価区分に応じた係数>

A … 1.0	B … 0.8	C … 0.6
D … 0.4	E … 0.2	

(3) プレゼンテーションの開催日時、会場

令和8年6月19日(金)午後1時30分～
幸手市役所第二庁舎2階 第2会議室

(4) プレゼンテーションの実施留意事項

プレゼンテーションの時間は1社あたり30分(質疑応答含む)程度とし、参加事業者が2社以上いた場合の順番については当協議会で抽選を行います。出席者は提案事業者の社員5人以内とし、共同事業者等の参加は禁止とします。

(5) プレゼンテーションの使用機材

プレゼンテーションにあたり、スクリーン、電源(延長コンセント)、プロジェクター(ミニD-sub15pinのアナログRGB(VGA)またはHDMI使用)については当協議会で用意し(持ち込み可)、その他の機材については提案事業者にて用意してください。なお、提案事業者が無線のインターネット環境を使用する場合は接続状況の事前確認を認めるので、事務局に相談してください。

(6) 優先交渉権者の選定

評価の結果、評価点の合計が60%以上を獲得し、評価点の合計が最も高かった参加事業者を優先交渉権者として選定します。ただし、最高点を獲得した参加事業者が複数あった場合は、選定委員会の議決により優先交渉権者を決定します。

(7) 選定結果の通知及び公表

優先交渉権者を選定し次第、審査結果について参加事業者あて書面により通知します。

ア 結果通知

令和8年6月下旬【予定】

イ 公表内容

優先交渉権者の名称及び評価点、優先交渉権者以外の評価点、その他必要な事項

※優先交渉権者以外の名称は掲載しません。

8 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とします。

- (1) 上記5の参加資格要件に適合していない場合及び企画提案書等において本実施要領で規定した事項が守られていない場合。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 様式9「業務見積書」に記載された見積金額が上記3(3)の提案上限額を超える場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。

9 注意事項

- (1) 本プロポーザル実施に当たり、説明会は実施しません。
- (2) 本プロポーザル実施に関し、参加事業者が必要とした費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 優先交渉権者決定後、当協議会と優先交渉権者により委託内容、費用など、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、その内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結します。